

令和7年度当初予算案 **37億円（35億円）** ※（）内は前年度当初予算額 ※令和6年度補正予算額 9.8億円

造血幹細胞移植対策の推進 **24億円（25億円）**

1 事業の目的

移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進を図るため、若年層の骨髄等ドナー登録者や臍帯血の確保、コーディネート期間短縮に向けた取組や造血幹細胞移植後の患者のフォローアップ体制の構築を引き続き推進するとともに、造血幹細胞移植に必要な基盤である両バンクが安定的に運営できるよう支援を行う。

2 事業の概要

- ① **骨髄移植対策事業費（骨髄バンク運営費）** **5.0億円（4.9億円）**
（参考）令和6年度補正予算 1.1億円
骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業者（骨髄バンク）の安定的な運営を引き続き支援する。
- ② **骨髄データバンク登録費** **6.5億円（6.5億円）**
骨髄移植及び末梢血幹細胞移植をする際に必要な骨髄等ドナーのHLA（白血球の型）の検査及びデータ登録・管理体制の確保を図る。
- ③ **臍帯血移植対策事業費（臍帯血バンク運営費）** **6.5億円（6.5億円）**
（参考）令和6年度補正予算 60百万円
臍帯血供給事業者（臍帯血バンク）の安定的な運営を引き続き支援する。
- ④ **造血幹細胞移植患者・ドナー情報登録支援事業** **50百万円（77百万円）**
（参考）令和6年度補正予算 74百万円
患者の治療内容やドナーの健康情報等を収集・分析し、医療機関・研究者等に提供することで、治療成績や安全性の向上につなげていくためのデータ処理・解析体制の確保を図る。
- ⑤ **造血幹細胞提供支援機関事業** **2.0億円（2.0億円）**
（参考）令和6年度補正予算 1.0億円
骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業者及び臍帯血供給事業者に対する支援を行う支援機関（日本赤十字社）の安定的な運営を引き続き支援する。
- ⑥ **造血幹細胞移植医療体制整備事業** **3.9億円（3.9億円）**
移植後も身近な地域で生活の質を保ち、安心して暮らしを続けていけるよう、引き続き、各地域における造血幹細胞移植推進拠点病院の体制整備を図る。

3 実施主体等

- ◆ 実施主体：①（公財）日本骨髄バンク、②～⑤日本赤十字社、⑥医療法人、独立行政法人、都道府県等
- ◆ 補助率：定額、1/2

4 移植実績等

- ◆ 骨髄バンクドナー登録者数：554,123人（令和6年3月末時点）
- ◆ 臍帯血新規公開本数：2,157本（令和5年度）
- ◆ 移植数：2,459件（令和5年度）（内：骨髄移植等 1,092件 臍帯血移植 1,367件）

臓器移植対策の推進 **12億円（10億円）**

1 事業の目的

脳死下及び心停止後の臓器提供が円滑に行われるよう、あっせん業務体制の強化、臓器提供施設の体制整備や連携強化等を通じた地域における臓器提供体制の構築を引き続き推進するとともに、臓器提供に関する意思表示を促進するための普及啓発の取組を行う。

2 事業の概要

- ① **臓器移植対策事業費（臓器あっせん機関運営費）** **9.4億円（10億円）**
臓器あっせん機関による公平かつ適正なあっせんを通じた臓器移植の実施のための体制整備を図る。

（参考）令和6年度補正予算
・レシピエント検索システムの改修等 1.1億円
・臓器提供プロセスに係る支援体制の構築 5.2億円

（主な事業）
● **あっせん業務体制の強化** **5.1億円（3.8億円）**
現在、日本臓器移植ネットワークのみが担っている臓器のあっせんについて、ドナー関連業務を切り出して実施する機関を複数設置するなど、あっせん体制の強化を図る。
- ② **臓器提供施設連携体制構築事業** **2.7億円（2.6億円）**
「臓器提供施設連携体制構築事業」の参加施設において、脳死が疑われる患者の情報を早期から能動的に把握するための体制を構築するとともに、拠点施設から経験の少ない施設に対し、選択肢提示に関する助言等を行う。また、移植医療支援室を設置している拠点施設が臓器提供の適応判断や臓器摘出時の支援等を行い、地域における臓器提供体制の強化を図る。
- ③ **普及啓発等事業費** **25百万円（26百万円）**
臓器提供に係る意思表示が可能となる15歳を対象とした中学3年生向け啓発冊子の作成・配布のほか、脳死下での臓器提供事例の検証のために必要な経費等を確保することにより、国民の移植医療への理解や意思表示の必要性について啓発等を図る。

3 実施主体等

- ◆ 実施主体：①臓器あっせん機関、②医療法人、独立行政法人、都道府県等、③国
- ◆ 補助率：定額、1/2

4 移植実績等

- ◆ 臓器移植法に基づく脳死した者の身体からの臓器提供
・平成9年10月16日（臓器移植法の施行の日）から令和6年3月末までの間に1,042名（うち令和5年度116名）

※上記の他、当初予算案には、移植医療の研究の推進として1.5億円（1.6億円）を計上している。